

## 電気通信大学全学教育・学生支援機構規程

制定 平成22年3月19日規程第22号

最終改正 令和4年6月20日規程第27号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則に基づき、電気通信大学（以下「本学」という。）に設置する全学教育・学生支援機構（以下「機構」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、本学が定める教育理念と目標に則り、本学における全学的な教育、学生支援、学生受入れ（以下「教育等」という。）に係る方針を企画、立案するとともに、教育等の改善・向上のための企画、実施及び支援を総合的に行うことを目的とする。

(機構長)

第3条 機構に機構長を置き、学長の指名する理事をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を総括する。

(副機構長)

第4条 機構に副機構長を置き、次に掲げる者をもって充てる。

大学教育センター長

学生支援センター長

アドミッションセンター長

キャリア支援センター長

2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときは、その職務を代行する。

(運営委員会)

第5条 機構に、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 全学的な教育、学生支援及び学生受入れの基本的方針に関すること。

(2) 教育の改善等の基本方針に関すること。

(3) 各センターの連絡調整に関すること。

(4) その他機構の運営に係る重要事項に関すること。

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 機構長

(2) 副機構長

(3) 情報理工学域長

(4) 情報理工学研究科長

(5) その他委員会が必要と認めた者

4 委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員会に副委員長を置き、副機構長のうちから機構長が指名する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

8 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

9 前各項のほか、委員会の議事に関する事項は、委員会が定める。

(事務)

第6条 機構に関する事務は、学務部各課が共同して行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月21日規程第65号)

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第136号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月20日規程第27号)

1 この規程は、令和4年8月1日から施行する。

2 電気通信大学全学教育・学生支援機構運営委員会規程は、廃止する。